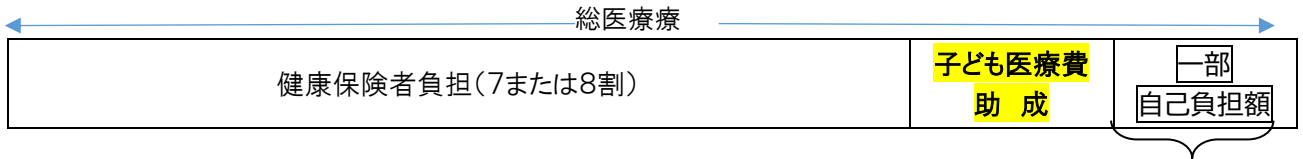


子ども医療費助成制度のしおり

この制度は子どもの疾病の早期発見と治療を促進し、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的として岸和田市が実施しているものです。しおりの内容は予告なく変更される場合があります。最新情報は市のホームページ等でご確認ください。

- 助成の対象者** 岸和田市に住所を有する者
健康保険に加入している0歳～中学3年生の年度末(15歳に達した日以後における最初の3/31)までの者
- 助成の範囲** 通院・入院にかかる保険診療一部負担金(入院時食事療養費・保険薬局にて薬が処方された場合も助成対象) 訪問看護ステーションからの訪問看護(医療保険分)

(費用負担のイメージ例)



(助成対象外)

保険診療外の費用(健康診断料・育児相談料・予防接種料・薬容器代・診断書料・入院時の差額ベッド代・歯科の自由診療代等)

3 医療費助成方法

(1) 「大阪府内」の医療機関で「健康保険証」と「子ども医療証」を提示する場合

一部自己負担額(1医療機関あたり1日 500 円(保険適用後の金額が 500 円未満のときはその金額))を医療機関にお支払いください。

同一医療機関で支払う一部自己負担額は1ヶ月に2日(最大 1,000 円)までとなります(3日目以降の負担額はありません)。但し、薬局(院内薬局を除く)、入院時食事療養費の一部自己負担額の支払いはありません。

※大阪府内・大阪府外に関わらず入院等により高額な治療を受ける際は、加入している健康保険で「限度額適用認定証」を取得し、健康保険証、子ども医療証と一緒に医療機関窓口へ提示してください。

(注)下記の場合は、別の医療機関での受診とみなし、それぞれで一部自己負担額の支払いが必要となります。

- ・同じ医療機関で「歯科診療」と「歯科診療以外」を併せて行った場合
- ・同一月に同一医療機関で「入院」及び「通院」の診療を受けた場合

(2) 下記表に当てはまる場合、別途、払い戻しの手続き(償還払いの申請)が必要です

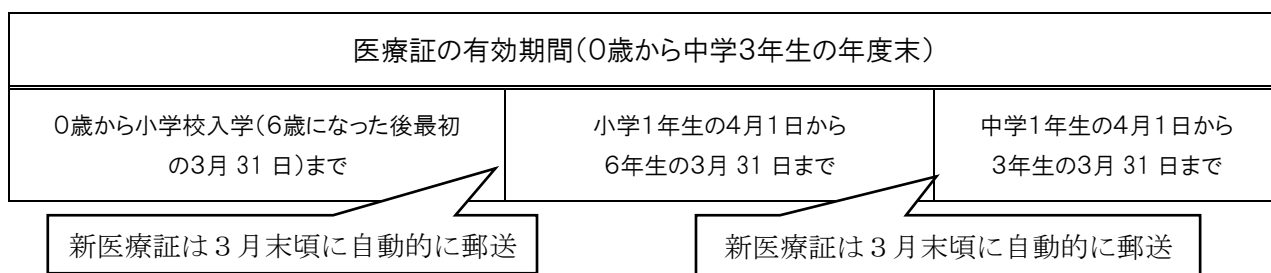
必要書類(次ページ記載)を添えて、申請書を子ども家庭課又は各サービスセンター(山滝支所含む)に提出してください。審査後、原則、申請された月の翌月末に指定の口座に振り込みします。また、振込日及び振込金額を記載した通知書を郵送します。

償還払いで医療費を助成する場合	償還金額
大阪府外の医療機関を受診した場合	保険診療一部負担金(通常は総医療費の2又は3割)相当額から一部自己負担額を引いた額
子ども医療証交付前 又は 医療証を提示しないで受診し、医療機関等で精算手続きができない場合	
治療用装具*の代金を支払った場合 *弱視等の治療用眼鏡、上下肢・靴型・体幹等の装具等	支払額より健康保険からの給付額を引いた額(但し、上限が設けられている場合あり)
一人の子どもの一部自己負担額合計が月2,500円を超えた場合 *一部自己負担額には保険診療外費用を含みません。	一部自己負担額合計から2,500円を控除した額

手続きに必要な書類等

- ① 届出者の本人確認ができるもの
 - ② 領収書原本(受診者名・診療日・保険診療点数・医療機関名の記載があるもの)
*治療用器具代金申請の場合や10割負担で医療機関を受診した場合の領収書は写しで可。
 - ③ 保護者名義(父又は母)の振込先口座がわかるもの(通帳・キャッシュカード等)
 - ④ 子どもの健康保険証
 - ⑤ 子ども医療証
- ①～⑤に加えて
- (治療用器具代金申請の場合) 意見書(写し)・加入している健康保険から発行される療養費支給決定通知書等
(保険証を提示せずに受診(10割負担)し、病院で精算できなかった場合)
加入している健康保険から発行される決定通知書等
(療養費附加金等の給付がある場合) 加入している健康保険から発行される決定通知書等

4 医療証有効期限



5 お届け(申請)が必要な場合

持ち物：届出(申請)者の本人確認ができるもの、子ども医療証(新規は除く)、該当する下記の追加の持ち物

	内容	追加の持ち物	受付場所			
			子ども 家庭課	サービス センター	郵送 *2	電子 申請*3
新規*1	出生・転入等	健康保険証(資格(給付)証明書も可)	○	○	○	○
変更	健康保険の変更	健康保険証(資格(給付)証明書も可)			○	
	氏名・住所の変更					
再発行	破損・汚損または紛失				○	
喪失	市外転出					
	健康保険証の資格喪失	保険の資格喪失を証明するもの				
	生活保護受給開始	生活保護受給証明等				
	ひとり親家庭医療への移行					
	施設入所(一時保護)	入所(保護)開始を証明するもの				

*1 新規申請をサービスセンター、郵送、電子申請で行った場合は、約1週間後に医療証を郵送します。
*2 郵送用書類は子ども家庭課・サービスセンター・子ども家庭課のホームページで配布。
*3 電子申請は子ども家庭課のホームページから行ってください(電子申請可能な手続きの最新情報はホームページでご確認ください)。
注 資格喪失後に、医療証を使用した場合、助成を受けた医療費を返還頂きます。

6 医療証の返却 子ども家庭課またはサービスセンターまでご返却ください(但し、有効期限切れの医療証は破棄可)

7 その他

- ・公費負担医療制度(未熟児養育医療・育成医療・小児慢性特定疾病医療・指定難病医療・精神通院医療等)を受けることができる場合は、公費負担医療を優先的に利用してください。
- ・交通事故など第三者の行為による傷病で、治療を受けたときは、子ども家庭課までご連絡ください。

【問合先】 岸和田市子ども家庭応援部 子ども家庭課
岸城町7番1号(岸和田市役所地下1階3番窓口) TEL 072-423-9480(直通)